

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 6 月 13 日

月 曜 日

第 4067 号

目 次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可 1
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意 2
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅
- 保安林の指定の解除 3
- 保安林の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止 4

公 告

- 争議行為の通知の公表 5

正 誤

- 平成28年 3 月 31 日付け号外(12)富山県規則第31号

告 示

富山県告示第283号

土地改良区の定款変更の認可について

黒部川左岸土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 20 日認可した。

平成28年 6 月 13 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第284号

土地改良区の定款変更の認可について

婦負郡藤ヶ池土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 20 日認可した。

平成28年 6 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第285号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条の 2 第 2 項の規定による次の届出を審査した結果、同法第 112条第 1 項の規定による同意があったものと認めたので、同法第 112条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成28年 6 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加 入 区	届出年月日
本川 雅幸 氷見市朝日本町6番6号 宮下 彰 氷見市中波2923番地	氷見加入区	平成28年5月25日

富山県告示第286号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成24年 6 月13日発生の水見加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113条の 2 第 1 項第 1 号に該当するため消滅したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成28年 6 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第287号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年6月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除に係る保安林の所在場所

富山県魚津市二ヶ字一ノ又西平57の26（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第288号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成28年6月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県下新川郡入善町春日100の1、神子沢110・111の1・112・346の1・347の1・348の1・350の1・351・404・五十里79の1（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、80、81、82の1、83の1、84の1、85の1・146・162・163（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、164

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第289号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成28年6月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	平成28年3月31日	1611900224	社会福祉法人 射水福祉会	射水市七美727番地	いみず苑「はばたき」	射水市七美727番地

富山県告示第290号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

平成28年 6 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成28年3月31日	1611900240	社会福祉法人 射水福祉会	射水市七美727番地	通所センターさんが	射水市三ヶ1176番地1

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~**争議行為の通知の公表**

富山県厚生農業協同組合連合会労働組合中央闘争委員長中川健から、平成28年6月6日付けで争議行為を行う旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年 6 月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 事件

夏季一時金要求に関する件

2 日時

平成28年6月17日午前8時30分から妥結に至るまで

3 場所

高岡市永楽町5番10号 富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院

滑川市常磐町 119番地 富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院

4 概要

必要な一切の合法的争議行為を実施する。

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成28年3月31日付け号外(2)富山県規則第31号「富山県税条例施行規則の一部を改正する規則」中

| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
|----|-------|----------------------------|----------------------------------|
| 3 | 上から 5 | 「(異議で申立)」 | 「(異議申立て)」 |
| 10 | 上から 2 | 「改め、「(異議申立て)」及び「(決定)」を削り、」 | 「、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、」 |